**選挙の期日前投票立会人を募集します**

**選挙管理委員会事務局　23-9124**

　大崎市長選挙および大崎市議会議員一般選挙の期日前投票立会人を募集します。

　立会人には、投票所で投票に立会い、投票事務が公正に行われているか確認をしていただきます。申込書や募集要項は、市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/13,9546,44,html）に掲載しています。

日時　4月9日から14日8時30分から20時まで

※前半（8時30分から14時15分まで）、後半（14時15分から20時まで）の、半日交代の従事も可能です。

場所　市内の期日前投票所計7カ所（大崎市役所本庁舎北会議室および各総合支所）

対象　大崎市に住所を有し、40歳未満で選挙権のある人

定員　1つの期日前投票所につき、1日あたり2人まで

※半日交代で従事する場合は4人までとなります。

報酬　1日につき9500円（所得税の源泉徴収あり）を支給

※半日交代で従事した場合は半額を支給します。

申込方法　市ウェブサイトにある申込書に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、ファクス、Eメールのいずれかで、3月9日17時まで選挙管理委員会事務局に申し込み

申込先

〒９８９―６１８８　大崎市古川七日町1番1号

選挙管理委員会事務局

　ファクス23-9979　senkyo@city.osaki.miyagi.jp

**立候補予定者説明会を開催します**

　詳しくはお問い合わせください。

日時　3月9日　大崎市長選挙：10時～、大崎市議会議員一般選挙：14時～

場所　大崎生涯学習センター（パレットおおさき）

選挙管理委員会事務局 23-9124

**平成30年度は固定資産税の評価替えを行います**

**税務課土地担当・家屋担当　23-2148**

　固定資産税とは、毎年1月1日に土地、家屋、償却資産を所有している人に課税される税金です。都市計画税は課税区域内に所在する土地または家屋を所有している人にのみ課税されます。

**評価替えとは**

　固定資産税は、土地や家屋などの「適正な時価」を課税標準として課税するものです。

　土地と家屋は、原則として３年間価格を据え置く制度となっています。3年毎に価格を見直すことを「評価替え」といいます。

**土地の評価替え**

　住宅用地の特例や負担調整を行い、課税標準額を決定します。

　適正な時価は、地価公示価格、都道府県地価調査価格、不動産鑑定士などによる鑑定評価価格を活用し、その7割を目途に評定します。

　現況地目（課税地目）は、平成30年1月1日時点の土地の利用状況により認定します。利用状況は、航空写真や現地調査で確認を行います。

**家屋の評価替え**

　家屋の評価額は「再建築価格」と「経年減点補正率」によって計算します。

　新築家屋の場合、評価の時点で再度建築した場合にかかる費用（再建築価格）を基準にして評価します。

　新築以外の家屋は、建築物価の変動を考慮したうえで、再建築価格に建築後の損耗状況による減価（経年減点補正率）を加味して算出します。ただし、評価額が前年度の額を超える場合は前年度価格に据え置きます。

■再建築価格の計算

　平成30年度の評価替えのための再建築価格は、平成27年度（基準年度:前回の評価替えをした年度）の再建築価格に建築物価の変動割合を乗じて算出します。

■経年減点補正率とは

　家屋が古くなるにつれ減価することを考慮し、評価替えの年までの経過年数に応じて減額させるための割合です。

　この補正率には下限があります。下限になるまでの期間は、一般的な木造住宅では約25年、鉄骨造など非木造の住宅では約35年です。

土地の税額 ＝ 課税標準額 × 税率 固定資産税 1.4％、都市計画税 0.3％

家屋の税額 ＝ 家屋の評価額（課税標準額） × 税率 固定資産税 1.4％、都市計画税 0.3％

　家屋の評価額 ＝ 在来分家屋の再建築価格× 経年減点補正率

　再建築価格 ＝ 平成27年度（基準年度）の再建築価格 × 建築物価の変動割合

**平成30年度から国保制度が変わります**

**保険給付課国民健康保険担当　23-6051**

　各市町村で国民健康保険（国保）財政を安定的に運営していくことが難しくなっています。

　将来にわたり国民皆保険制度を守り、加入者が安心して医療機関を受診できるよう、平成30年4月より県が市町村とともに国保の財政運営を担います。

**制度変更による加入者の手続きはありません**

　国保制度が変わっても、加入者の皆さんが新たな手続きを行うことはありません。また、医療機関への受診の仕方も変わりません。

　健康保険証の交付や資格管理、保険給付、国保税の賦課や納付などの手続きのほか、各種届け出は、これまでどおり市町村で受け付けます。

**健康保険証は引き続き利用することができます**

　現在、手元にある健康保険証は、有効期限（7月31日）まで利用することができます。また、新しい様式の健康保険証は、8月1日の一斉更新に併せて7月中に簡易書留で郵送します。

**国民健康保険（国保）の資格変更はありませんか**

**保険給付課国民健康保険担当　23-6051**

　就学、就職や引っ越しなどで国保に加入する人や喪失する人は、14日以内に手続きをしてください。

　手続きが遅れると、医療費が全額自己負担になる場合や、健康保険で支払った医療費を返還してもらう場合があります。また、国保の喪失手続きが遅れると、国民健康保険税と社会保険料を二重に納めなければなりません。

　資格変更があった人は必ず手続きをしましょう。

**社会保険を喪失した人の健康保険**

　退職などで社会保険を喪失した人は、次のいずれかの公的医療保険に加入する必要があります。

①任意継続被保険者制度

　社会保険などに継続して2カ月以上加入していた人は、資格を喪失してから20日以内に手続きをすることで、加入していた社会保険に最長2年間継続して加入することができます。詳しくは、本人の勤務先に確認してください。

②家族の社会保険など

　家族の社会保険の扶養に入ることができる場合があります。詳しくは、家族の勤務先に確認してください。

③国民健康保険

　市民課または各総合支所市民福祉課市民窓口担当で手続きを行ってください。

届け出が必要な場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事例 | | 必要なもの |
| 国保に加入するとき | 勤務先の健康保険をやめた | 資格喪失連絡票、社保離脱証明書、世帯主と国保に加入する人の個人番号カード |
| 他市町村から転入 | 転出先からの転出証明書 |
| 子どもが生まれた | 母子健康手帳、出生証明書 |
| 生活保護が廃止 | 生活保護廃止通知書、世帯主と国保に加入する人の個人番号カード |
| 国保をやめるとき | 勤務先の健康保険に加入 | 国保被保険者証、勤務先の健康保険証、世帯主と国保をやめる人の個人番号カード |
| 他市町村へ転出 | 国保被保険者証 |
| 亡くなった | 国保被保険者証、死亡診断書または死亡証明書 |
| 生活保護が開始 | 国保被保険者証、生活保護決定通知書、世帯主と国保をやめる人の個人番号カード |
| その他 | 就学で他市町村に転出 | 国保被保険者証、在学証明書や合格通知など |
| 住所・氏名変更 | 世帯主と国保被保険者証を再発行する人の個人番号カード |
| 世帯分離・合併 |
| 紛失などで再発行 |

①個人番号カードは、個人番号通知カードでも手続きが可能です。

②就職・退職など、勤務先の変更で手続きをする場合は、年金手帳も持参してください。

③届け出ができる人は、本人と同一世帯の人です。同一世帯以外の人が届け出をする場合は、本人からの委任状が必要です。

④届け出に来た人の本人確認を行います。運転免許証などを持参してください。